

日本原子力発電(株)東海第二発電所周辺地域の
安全確保に関する申入れ書

東海第二発電所安全対策首長会議

日本原子力発電(株)東海第二発電所周辺地域の
安全確保に関する申入れ

平成 26 年 12 月 25 日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 濱田 康男 様

東海第二発電所安全対策首長会議

水戸市長	高橋	靖
日立市長	吉成	明
常陸太田市長	大久保	太一
高萩市長	小田木	真代
笠間市長	山口	伸樹
ひたちなか市長	本間	源基
常陸大宮市長	三次	真一郎
那珂市長	海野	徹
鉾田市長	鬼沢	保平
小美玉市長	島田	穰一
茨城町長	小林	宣夫
大洗町長	小谷	隆亮
城里町長	上遠野	修
大子町長	益子	英明
東海村長	山田	修

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所における一連の事故は、未曾有の大災害となり、いまだ、多くの住民が避難生活を余儀なくされ、放射能に対する大きな不安も解消されておられません。

福島第一原子力発電所の事故の甚大な影響を踏まえれば、すべての原子力発電所は、安全が最優先されるべきものであり、住民の安心した暮らしを実現するためにも、二重三重の安全対策が講じられ、それが万全である必要があります。

東海第二発電所周辺地域における全ての住民の生命、身体、財産を守り、安心・安全なまちづくりを進めていくためには、東海第二発電所の運転再開の可否判断等の重要事項に係る協議に際し、周辺市町村全ての意見が反映されることが必要であり、また、原子力災害時における安全確保に係る情報はもとより、東海第二発電所の今後に係る重要事項に関する情報についても、その収集、伝達及び関係機関との相互連絡が迅速かつ的確に行われる必要があります。

周辺地域の住民が、安全で安心して暮らせる環境を確保するため、これまでの県央地域首長懇話会の取組を継承し、UPZの区域を踏まえ発足した東海第二発電所安全対策首長会議として、下記事項を要求し、回答を求めます。

記

事項 1 原子力安全協定の枠組み及び協定内容の見直し

- 1 原子力安全協定締結対象市町村の範囲について、東海第二発電所安全対策首長会議構成市町村全体への拡大を図ること。
- 2 原子力安全協定における権限の拡大を図ること。
 - (1) 事業所から報告又は連絡を受ける権限の強化及び施設の新増設等に関し、意見を述べる新たな権限の確保を図ること。
 - (2) 特に、東海第二発電所から原則 20km の範囲の市町村については、原子力施設所在エリアとして、所在自治体と同等の権限へと引き上げを図ること。

なお、協定の見直しにおいては、原子力所在地域首長懇話会の要求事項を優先して協議を進めること。

事項 2 東海第二発電所の重要事項に係る協議等の権限の確保

- 1 発電所の運転再開の可否判断等の重要事項に係る協議に際し、意見を述べる権限の確保を図ること。
- 2 発電所から原則 20km の範囲の市町村については、原子力施設所在エリアとして、重要事項に係る協議に参加できる権限の確保を図ること。

事項 3 東海第二発電所の重要事項の迅速な情報提供

- 1 東海第二発電所の今後に係る重要事項に関しては、東海第二発電所安全対策首長会議構成市町村全体に迅速な情報提供を行うこと。特に、覚書を交わしていない 4 市町に関しても、県央地域首長懇話会と交わした覚書と同様の対応を行うこと。